

平成二十三年六月十七日提出  
質問第二五三号

最高検察庁による検察組織改革における調査活動費の裏金流用疑惑の取り扱いに関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

最高検察庁による検察組織改革における調査活動費の裏金流用疑惑の取り扱いに関する質問主

意書

障害者団体等を対象とした低料金の第三種郵便物制度に係る文書を偽造し、実態のない自称障害者団体「凜の会」に同制度を悪用させた事件に係る、大阪地方検察庁特別捜査部による証拠改ざん等の一連の不祥事を受け、最高検察庁内で検討が進められていた検察組織改革案（以下、「改革案」という。）につき、新聞報道によると、本年六月十六日、その内容が明らかになったとのことである。報道によると、検察の捜査や公判で不正がないかを観察する部門を設けることや、検事が学ぶべき六つの分野に関する専門委員会を最高検の内部に設置すること等が盛り込まれているとのことである。右を踏まえ、質問する。

- 一 報道されている「改革案」の内容は事実か。改めて、その詳細かつ正確な内容を説明されたい。
- 二 「改革案」はいつ頃最高検において正式に決定され、公表される見通しか。
- 三 二の時期の前に、報道機関に「改革案」の内容が伝わるのはなぜか。
- 四 報道によると、「改革案」には、知的障害を有する人物に対する取調べにつき、全過程を可視化するという内容が含まれているとのことであるが、右は事実か。

五 二〇〇八年三月二十日付と同月二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、元大阪高検公安部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について書かれた記事（以下、「朝日記事」という。）が掲載されており、それには、検察庁組織において、調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事実がある旨書かれている。「朝日記事」に限らず、検察における裏金問題を指摘した報道は数多く存在する。最高検として、右の問題につきどのような認識を有しているか。

六 「朝日記事」はじめ種々報道により、国民の間で、検察庁における調査活動費の裏金流用に対する疑惑が広まっているものと考えるが、右につき最高検としてどのように考えるか。当方が指摘するような事実はあると認識しているか、またはないと考えているか。

七 「改革案」の中に、検察庁における調査活動費の裏金流用への対応について触れた部分はあるか。

八 七で、ないのなら、それはなぜか。最高検として、「朝日記事」はじめ裏金流用を報じる報道がなされ、国民に疑惑を抱かれていても、何ら意に介していないということか。

九 最高検として、「改革案」に限らず、今後検察庁における調査活動費の裏金流用問題についても、組織

として何らかの調査をし、国民の疑惑を晴らす努力をする考えはあるか。  
右質問する。